

各位

東京都中野区本町4丁目38番13号  
日本ホルスタイン会館内  
株式会社 構造計画研究所  
代表取締役社長 服部 正太  
(登録銘柄 コード番号: 4748)  
(問い合わせ先)  
取締役管理本部長 伊藤 進  
TEL 03-5342-1141

## ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

(商法第280条ノ20および商法第280条ノ21に規定する新株予約権の発行)

当社は、平成14年8月26日開催の取締役会において、ストックオプション制度導入のため、商法第280条ノ20および商法第280条ノ21に規定する新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、平成14年9月27日開催予定の当社第44期定時株主総会において、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する件が承認可決されることを条件といたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションとして当社の従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

##### (3) 発行する新株予約権の総数

1,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、上記(2)に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

##### (4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の日本証券業協会が公表する当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の日本証券業協会が公表する当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、払込金額は当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

平成16年10月1日から平成19年9月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員の地位もしくはそれに準ずる地位にあることを要するものとする。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続は認めないものとする。ただし、業務上にかかる原因により新株予約権の割当を受けた者が死亡したときに限り、取締役会の決議をもって、その相続人が権利を行使することができるものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、平成14年9月27日開催予定の当社第44期定時株主総会決議およびその後の新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、取締役会の決議により、新株予約権を無償で消却する。

新株予約権の割当を受けた者が、上記(7)、または に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会の決議により、新株予約権を無償で消却する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

以上